

令和6年広審第27号

裁 決

モーターボートAかき養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官江頭英夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和6年3月16日05時15分

広島県金輪島北西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 3.2トン

登 録 長 7.81メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 165キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室右舷側に舵輪及び機関操縦レバー、同室前部右舷側に魚群探知機及びGPSプロッターをそれぞれ装備し、舵輪の後方に操縦席を設けたFRP製小型兼用船で、a受審人が単独で乗り組み、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、令和6年3月16日05時00分広島市安芸区の係留地を発し、広島県似島南東方沖合の釣り場に向かった。

ところで、金輪島北西方沖合には、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの間、広島港宇品外貿埠頭7号ドルフィン施設灯（以下「宇品外貿施設灯」という。）から120.5度（真方位、以下同じ。）840メートル、135度1,010メートルの両地点を距岸50メートルで結んだ線、135度1,010メートル、143度880メートルの両地点を結んだ直線、143度880メートル、118度620メートルの両地点を距岸250メートルで結んだ線、118度620メートル、117度580メートルの両地点を結んだ直線、117度580メートル、104.5度720メートルの両地点を距岸300メートルで結んだ線及び104.5度720メートル、120.5度840メートルの両地点を結んだ直線により囲まれた範囲に、広島市漁業協同組合が広島県知事から免許番号区第93号として許可を受けた第一種区画漁業の漁場区域の北側（以下「93号北側漁場区域」という。）が設定され、周年かき筏垂下式養殖施設（以下「かき養殖施設」という。）が敷設されており、同区域の北西端及び南西端の2か所に光達距離5.5キロメートルで毎4秒に1回の黄色閃光を発する簡易標識灯がそれぞれ設置されていた。

また、a 受審人は、平成 17 年に A を購入し、釣りを目的に同船を使用して似島南東方沖合まで幾度も航行しており、93 号北側漁場区域のかき養殖施設の敷設状況を十分に承知していたことから、平素、夜間に同沖合の釣り場に向かう場合、係留地を出港して海田大橋及び広島大橋中央部付近の下をそれぞれ通航し、A の GPS プロッターには同区域が表示されていないので、金輪島北方沖合を西行して 93 号北側漁場区域北西端の簡易標識灯（以下「北西端標識灯」という。）の灯光を左舷側に見て航過した後、似島南東方沖合に針路を向けて南下していた。

a 受審人は、GPS プロッター及び魚群探知機を作動させ、操縦席に腰を掛けて操船に当たり、広島港第 1 区の北東部を西行して広島大橋中央部付近の下を通航し、05 時 08 分少し過ぎ宇品外貿施設灯から 084 度 1.4 海里の地点で、針路を 267 度に定め、機関を回転数毎分 3,500 にかかけ、10.0 ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって、北西端標識灯を探しながら進行した。

a 受審人は、市街地の街明かりにまぎれ北西端標識灯が識別できなかったものの、右舷方の陸影の見え具合から、93 号北側漁場区域を十分に離して金輪島北方沖合を航行していると判断し、宇品灯台の灯光を視認したので、05 時 13 分少し前宇品外貿施設灯から 081 度 1,210 メートルの地点に達し、針路を宇品灯台に向く 234 度に転じて続航した。

針路を転じたとき、a 受審人は、93 号北側漁場区域まで 620 メートルとなり、その後同区域に向首接近する状況となったが、93 号北側漁場区域を十分に離して宇品灯台に針路を向けたので、支障なく航行できるものと思い、一旦停船し、北西端標識灯を確認して同区域との相対位置を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、

この状況に気付かなかった。

a 受審人は、93号北側漁場区域に向首したまま進行し、05時15分少し前同区域に進入し、05時15分宇品外貿施設灯から108度670メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、93号北側漁場区域に敷設されたかき養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力3の北北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、日出時刻は06時19分であった。

その結果、船首部船底外板に擦過傷を、かき養殖施設はかき筏枠に折損等をそれぞれ生じたが、後いずれも修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件かき養殖施設損傷は、夜間、金輪島北西方沖合において、似島南東方沖合の釣り場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、93号北側漁場区域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、金輪島北西方沖合において、似島南東方沖合の釣り場に向けて航行する場合、93号北側漁場区域のかき養殖施設に乗り入れることのないよう、一旦停船し、北西端標識灯を確認して同区域との相対位置を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、93号北側漁場区域を十分に離して宇品灯台に針路を向けたので、支障なく航行できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同区域に向首接近する状況となったことに気付かないまま進行し、93号北側漁場区域に進入してかき養殖施設に乗り入れる事態を招き、船体及びかき養殖施設にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年1月16日

広島地方海難審判所

審判官 永 本 和 寿